

平成31年度
こどもエコライフチャレンジ推進事業の
受託候補者選定に係る募集要項及び仕様書

■ 応募書類の提出期限

平成31年3月8日（金）午後5時まで

提出時間は、平日の午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く）

* 応募書類は、直接持参又は郵送により提出すること。なお、直接持参する場合は事前に担当者に連絡すること。

■ 問合せ先及び書類提出先

京都市環境政策局地球温暖化対策室（担当：大原田，松本）

〒604-8005

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館5階

TEL: 075-222-4555 FAX: 075-211-9286

1 事業趣旨

本市では、次代を担う子ども達が地球温暖化問題について自ら考え、体験することを通して環境保全の意義、地球温暖化対策の必要性等を学ぶことができる「こどもエコライフチャレンジ推進事業」（以下「本事業」という。）を平成 17 年度から実施し、平成 22 年度からは、全市立小学校で実施している。本事業は、子どもの視点からライフスタイルを見直すとともに、家族ぐるみで地球温暖化防止に向けた取組を実践することにより、CO2 排出量の削減を図ることを目的としている。

本事業の更なる充実を図るため、環境教育事業に関して優れた企画運営能力を有する事業者を対象に、プロポーザル方式による本事業の受託候補者の募集を行う。

2 受託業務の内容

(1) 冊子「こどもエコライフチャレンジ」（以下「冊子」という。）コンテンツの作成

地球温暖化に関する最新情報や SDGs の推進等を、児童に分かりやすく、親しまれるデザインや表現を用いた冊子を作成すること。なお、この冊子は、(3)に記載する学習会参加対象の全児童に配布し、学習会及び夏休み又は冬休み期間（以下「休み期間」という。）中の取組において活用する。また、冊子の印刷費用については、京都市環境政策局地球温暖化対策室（以下「地球温暖化対策室」という。）が負担する。

(2) 冊子の配送

冊子は、(3)アに記載する事前学習会の前に各小学校に確実に届くよう、梱包を行い配送する。また、各小学校へ到着確認を行うこと。

(3) 学習会の開催

全市立小学校（平成 30 年度実績 164 校）において、各小学校が授業カリキュラムの状況より選定した高学年（4 年生から 6 年生まで）のうち 1 学年を対象に、夏期又は冬期のいずれかに、事前学習会と事後学習会を各 1 回ずつ実施する。

なお、学習時間は事前学習会 90 分、事後学習会 45 分とする。

また、市内私立小学校から同学習会の実施意向が示された場合は、モデル実施を行う。

ア 事前学習会の開催

(ア) 実施体制は、1 クラス当たり（児童 30 人程度を想定）、講師役及び授業の進行管理を担当する現場責任者（以下「責任者」という。）を 1 名、責任者の進行を補助するスタッフ（以下「運営スタッフ」という。）1 名及び、市民ボランティア 2～4 名を配置すること。

なお、複数クラスによる合同実施も可とする。

(イ) 地球温暖化の現状及びメカニズムをはじめ、省エネ・節電の社会情勢、日常生活での環境保全活動など、地球温暖化問題の基礎について、児童に分かりやすく説明する。また、説明には写真や映像等を効果的に使用し、視覚的にも分かりやすい内容にする。

(ウ) 当日の学習内容を振り返り、地球温暖化防止に関する取組事例を紹介する。

(エ) 休み期間中の取組及び冊子の活用方法を説明する。

イ 事後学習会の開催

(7) 実施体制は1クラス当たり（1クラス30人程度の児童を想定）、責任者を1名及び進行を補助する市民ボランティアを1名以上配置すること。対象学年のクラス数が複数ある学校については、上記体制を複数配置し、同時実施することを原則とする。（4クラス以上の小学校については、別途調整のうえ決定する。）

(イ) 児童が、冊子と(4)に記載するエコライフ診断書（以下「診断書」という。）により、休み期間中の取組を振り返り、家庭における地球温暖化防止に向けたエコライフの実践継続につなげられる内容とする。

(4) エコライフ診断書の作成

事前学習会で習得した知識等を基に、児童が休み期間中に実践した内容を記入した冊子を、学校ごとに回収し、その結果を集計、分析したうえで、各児童の診断書を作成する。診断書は、各児童の家庭における地球温暖化防止の取組状況を、休み期間前後や市内全児童の平均と比較できるなど、児童自身の行動変化を分かりやすく記載するとともに、取組を継続していくためのアドバイス等を具体的に記載すること。

(5) 診断書の内容確認

(4)において作成した診断書は、誤記載の発生を防止するチェック体制を確立すること。あわせて、夏期及び冬期の事後学習会を最初に実施する小学校については全数、他の小学校については、1クラス当たり5部以上をサンプル抽出し、作成した診断書の内容が、児童が取り組んだ冊子の内容を正しく反映しているか、複数の職員が確認すること。

(6) 診断書の配送

診断書は、(3)イに記載する事後学習会の前に各小学校に確実に届くよう、梱包を行い配送する。また、各小学校へ到着確認を行うこと。

(7) 責任者及び運営スタッフに対する研修の実施

本事業の円滑かつ効果的な遂行のため、責任者及び運営スタッフに対して、最新の地球温暖化の研究成果等の共有及びプレゼンテーション能力の維持・向上を目的にした研修を開催すること。

なお、受託業者において実施会場を確保すること。

(8) 市民ボランティアの参加

ア 公募の実施

学習会に参加する児童の意見発表等を支援する、市民ボランティアを公募する説明会を開催すること。

なお、受託業者において実施会場を確保すること。

イ 研修の実施

学習会は、正規の授業カリキュラムに位置付けられているため、市民ボランティアが、本事業の主旨を理解し、自覚と責任をもって参加・行動できるよう、研修及び周知徹底を行うこと。

なお、受託業者において実施会場を確保すること。

(9) 小学校への対応

ア 教職員に対する説明等の実施

本事業の円滑な運営のため、事前学習会開催前に実施校の教職員を対象とした事業説明会（夏期対象校 2 回、冬期対象校 2 回、1 回当たりの時間を 45 分程度。）を開催するとともに、必要に応じて教職員に対する説明や資料提供等を行う。

なお、受託業者において実施会場を確保すること。

イ 各小学校との事前連絡、調整及び冊子、診断書等の配送確認業務

事前連絡、調整は、各校の担当教員へ電子メールやファクシミリによる送信など確実な方法で行い、実施に当たっての情報伝達、共有及び冊子、診断書等の送付に漏れがないか確認し、あわせて学習会の概要について説明すること。

なお、市立小学校の事前連絡、調整については、京都市教育委員会指導部学校指導課（以下「学校指導課」という。）の協力を得られるものとする。

ウ 教職員からの意見聴取

本事業の質的向上を図るために、学習会に参加した教職員に対し、反省点、改良点及び各小学校が独自で実施している環境学習の取組状況等を収集するアンケート調査を行うこと。

(10) 運営会議の開催

業務の円滑な遂行のため、本事業に係る地球温暖化対策室、学校指導課等との関係者会議を月 1 回程度開催し、議事録を作成すること。

(11) フォローアッププログラムの実施

各小学校における実施学年の変更等に伴い、実施学年以外の学年への対応が必要な場合には、フォローアッププログラムを実施すること。プログラム内容は、各小学校の要望に応じて実施するものとする。（平成 30 年度実績 6 校）

(12) 実績報告書等の作成

本業務に関する実施報告書については、夏期実施校分に係る報告書を、夏期事後学習会の最終実施校終了後 30 日以内に提出すること。冬期実施校分に係る報告書を、2020 年 3 月末日までに提出すること。また、冬期実施校分に係る報告書には、平成 31 年度の業務の履行結果とともに、2020 年度以降の当該業務に関する将来展望とその具体的手法等についても記載すること。

様式は問わないが、視覚的に要点が分かりやすいように工夫すること。

3 事業スケジュール

関係機関との調整の下、次のスケジュールに基づき、事業を遂行すること。

【スケジュール】

- 4 月 市内全市立小学校に対する希望実施時期調査の実施
夏期実施校に対する教職員説明会の開催
冊子コンテンツの作成

- 5月中旬～ 夏期事前学習会の開催
- 8月 冬期実施校に対する教職員説明会の開催
(夏休み 冊子を用いた家庭におけるエコライフ実践)
- 9月 冊子の回収, 集計, 分析, 評価の実施
エコライフ診断書の作成
- 9月中旬～ 夏期事後学習会の開催
- 10月下旬～ 冬期事前学習会の開催
(冬休み 冊子を用いた家庭におけるエコライフの実践)
- 1月 冊子の回収, 集計, 分析, 評価の実施
エコライフ診断書の作成
- 1月下旬～ 冬期事後学習会の開催

4 応募資格

本業務への応募者は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていること又は京都市競争入札取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 参加申請手続期限から受託候補者選定結果の通知の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する京都市内の中小企業、又は、京都市内に主たる事務所を有する団体等であること。
- (4) 過去5年以内に環境学習教育の業務を行った実績を有していること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしたものにあつては更生計画の認可がなされていないもの又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしたものにあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

5 応募手続等

(1) 提出書類

6ページの「6選定方法(2)審査項目」を理解したうえで、「企画提案書」に当該事業に関する以下の項目について、具体的な内容を記載すること。(A4用紙に10枚以内、様式は自由、図や写真等の挿入可)

- ア 学習会を効果的かつ円滑に進めるための実施体制
- イ 事業責任者の地球温暖化対策を実施した実績
- ウ 児童を対象とした環境教育を実施した業務実績(直近3年間)
- エ 事前学習会及び事後学習会の実施内容
- オ 学習会に携わる市民ボランティアの体制及び人員数
- カ 児童に配布する冊子の作成に携わる体制及び職員数

- キ 診断書の作成に携わる体制及び職員数
 - ク 診断書のチェック体制
 - ケ 実施体制の改善及び不具合等への対応
 - コ 冊子及び診断書の作成における内容提案
 - サ 提案内容等のセールスポイント
 - シ 再委託を予定している場合は、委託内容、委託先、委託期間、委託金額
- (2) 提出期限
平成31年3月8日（金）午後5時
- (3) 提出先、提出方法及び受付時間
提出先 京都市環境政策局地球温暖化対策室（担当 大原田，松本）
〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地
京都朝日会館5階
提出方法 直接持参又は郵送
※直接持参する場合は事前に担当者に連絡すること。
受付時間 平日午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）
- (4) 提出部数
7部（見積書は正本1部を作成し、企画提案書には写しを添付すること。）
※提出された書類は、選定審査事務以外の目的には使用しない。また、提出された書類は返却しないので、必ず控えを取ること。
- (5) 問い合わせ
募集内容に関する問い合わせは、平成31年3月4日（月）午後5時まで受け付ける。

6 選定方法

- (1) 審査
提出された企画提案書及びヒアリングに基づき、こどもエコライフチャレンジ推進事業受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において、応募者の事業実施能力を審査し、受託候補者及び次点者を選定する。
- (2) 審査項目
- ア 実施体制
- (ア) 統括業務窓口の所在地、事業所規模、営業年数、地球温暖化対策を実施した経験を持つ事業責任者の有無
 - (イ) 児童を対象とした環境教育に携わる運営職員の配置
 - (ウ) 学習会に携わる市民ボランティアの体制及び人員の確保
 - (エ) 冊子の作成体制及び能力
 - (オ) 診断書の作成に携わる体制及び人員の配置
 - (カ) 診断書のチェック体制
 - (キ) 各小学校との連絡体制及び対応能力

(ク) 実施体制の改善及び不具合等への対応

イ 業務実績

(ア) 同等又は類似業務の事業実績，内容

(イ) 冊子と同等又は類似するワークブックを作成した実績，内容

ウ 企画提案力

(ア) 業務の内容を理解した企画提案であるか。

(イ) 責任者，運営スタッフ及び市民ボランティアのスキルアップについて

(ウ) 事前学習会のプログラム構成

(エ) 事後学習会のプログラム構成

エ 資料作成力

(ア) 冊子について

(イ) 診断書について

オ 見積金額

(3) 企画提案書の無効

受託候補者決定までに，次に掲げる事項に該当したときは，その者が提出した企画提案書を無効とし，選定の対象外とする。

ア 5ページの「4 応募資格」を有しない者が企画提案書を提出した場合

イ 企画提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

ウ 企画提案書に記載された担当者等が，契約締結後に当該業務に従事できない場合
(ただし，止むを得ない事情が認められた場合はこの限りではない。)

エ 企画提案書に記載された見積金額が，契約予定額を超えた場合

オ 受託候補者が選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 スケジュール

(1) 応募期間

募集開始の日から平成31年3月8日(金)午後5時まで

(2) ヒアリング

平成31年3月12日(火)に実施予定

時間，場所等の詳細については，応募期間終了後速やかに通知する。

なお，応募多数の場合，企画提案書を用いてヒアリング対象となる事業者の選考を行う場合がある。ヒアリングに参加しなかった者，又は指定の時間に10分以上遅刻した者の企画提案書は，選定の対象外となる。

(3) 受託候補者の決定

平成31年3月15日(金)を予定

(4) 選定結果の通知

ア 受託候補者の決定後，応募者に対して，すみやかに選定結果を書面で通知する。

イ 通知内容に疑義があり，理由の説明を求める場合は，審査結果の通知が届いてから1週間以内に書面で，地球温暖化対策室まで提出すること。

8 委託契約

(1) 契約時期

平成 31 年 4 月

受託候補者と協議のうえ、業務委託内容を決定し、委託契約を締結する。

なお、受託候補者との協議が不調に終わった場合には、次点者と協議を行う。

(2) 契約期間

契約締結の日から 2020 年 3 月 31 日まで

(3) 契約予定額

17,906 千円を限度とする（消費税*及び地方消費税*相当額を含む）。

※平成 31 年 10 月以降に予定される消費税率の改定を見込んだ金額とすること。

(4) 提出物

実績報告書

（4 ページ「2 受託業務の内容 (12) 実績報告書等の作成」に掲げる内容とする。）

※提出物について

「実績報告書」については、電子データを保存した電子媒体（CD-R）を 1 部と原紙 3 部を提出すること。

9 その他

- (1) 全ての提出書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出には応じない。
- (4) 平成 31 年度当該業務委託に係る予算案は、平成 31 年 2 月市会に提案中であり、予算審議の状況によっては、内容の変更又は契約の締結ができない場合がある。